

総務環境常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和3年3月4日（木）午前10時00分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	徳田 修和 君	副委員長	松枝 正浩 君
委員	山口 仁美 君	委員	愛甲 信雄 君
委員	木野田 誠 君	委員	前島 広紀 君
委員	有村 隆志 君	委員	前川原 正人 君

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

企画部長	有馬 博明 君	地域政策課長	藤崎 勝清 君
地域政策課地域政策グループ長	横山 雅春 君	地域政策課地域政策グループサブリーダー	鬼塚 友弘 君
市民環境部長	本村 成明 君	清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長	池田 宏幸 君
市民活動推進課道義高揚推進室長	山口 留美子 君	市民活動推進課市民環境政策・国際交流GSL	原田 聡 君
市民活動推進課長補佐	古江 洋一 君	市民活動推進課共生協働推進G主査	原田 仁志 君
環境衛生課長	楠元 聡 君	環境衛生課主幹	末松 正純 君
環境衛生課主査	四本 久 君		

- 6 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。

なし

- 7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 森 伸太郎 君

- 8 本委員会の付託及び調査案件は次のとおりである。

議案第4号 霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例の一部改正について

議案第8号 霧島市国分老人集会所の設置及び管理に関する条例等の廃止について

議案第10号 伊佐北始良環境管理組合からの脱退及び財産処分について

- 9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前10時00分」

○委員長（徳田修和君）

ただいまから、総務環境常任委員会を開会します。本日は、去る2月22日の本会議で、当委員会に付託されました議案3件について審査を行います。ここで、委員の皆さまにお諮りします。本日の会議は、お手元に配付しました、次第書に基づき進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

△ 議案第4号 霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例の一部改正について

○委員長（徳田修和君）

まず、議案第4号、霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例の一部改正について審査します。執行部の説明を求めます。

○企画部長（有馬博明君）

議案第4号、霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例の一部改正について、説明いたします。本改正条例は、条例が適用される地熱発電事業等に係る範囲を拡大するとともに、諮問機関である「霧島市温泉資源の保護及び適正な利用に関する調査検討委員会」における調査体制の充実等を図ることなどにより、本市における温泉資源の適切な保護及び適正な利用を図るため、所要の改正をしようとするものです。詳細につきましては、地域政策課長がご説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

それでは、議案第4号「霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例の一部改正について」、ご説明します。議案は、本定例会議案の7ページから8ページ、一部改正条例新旧対照表の9ページから12ページまでです。改正内容について、新旧対照表に沿って説明します。まず、第2条第3号は、現行条例では、環境影響評価法及び鹿児島県環境影響評価条例に基づく環境影響評価の対象となる事業は適用対象外としており、これらの事業についても市条例の適用対象とするため、同号ただし書を削除するものです。次に、第4条第1項第2号は、発電事業の開始後に実施する掘削等で発電出力の増加を伴わないものについては、本条例に基づき、事業計画の調査審議を行う必要性が低いことから、発電事業者による事業計画の提出が必要な行為から除外するものです。次に、第14条第2項は、現行条例では、「霧島市温泉資源の保護及び適正な利用に関する調査検討委員会」の設置は、事業計画等の提出があった場合に限られていることから、同委員会において、事業計画等の調査審議に加え、市長の諮問に応じ対象事業の周辺温泉に及ぼす影響等を調査することができるよう、本規定を追加するものです。ここで議案の8ページをご覧ください。附則第2項の霧島市温泉井検討委員会設置条例は、本市内の温泉井に支障が生じた場合、同条例に基づき設置する「霧島市温泉井検討委員会」において、大霧地区の地熱開発事業との因果関係等を審議することを目的に旧牧園町が制定したものです。先ほど説明申し上げた第14条第2項の追加に伴い、当該事案が発生した場合は、市長の諮問により、当該調査検討委員会において調査審議を行うことが可能となることから、附則第2項において、霧島市温泉井検討委員会設置条例を廃止するものです。新旧対照表の11ページをご覧ください。第19条は、専門的事項を調査するため、調査検討委員会に、新たに専門部会を設置するものであり、同条第2項において、専門部会の委員は、同委員会の「識見を有する者」で組織することとするほか、専門部会の運営に関し、必要な事項を規定するものです。12ページをご覧ください。附則第3項による「霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正」は、霧島市温泉井検討委員会設置条例の廃止、及び本則第19条の規定により新たに専門部会を設置することに伴い、附属機関の委員の報酬について、所要の改正を行うものです。その他、規定の追加による条ずれの整理を行おうとするものであり、本条例の施行日は、令和3年4月1日としています。なお、事前にお配りしている参考資料1は、現行条例第2条第3号ただし書に規定する環境影響評価法及び鹿児島県環境影響評価条例の対象事業について整理したものです。次に、参考資料2は、現在の「霧島市温泉資源の保護及び適正な利用に関する調査検討委員会」の委員構成です。専門部会欄に丸印を付している番号1から4までの委員（識見を有する者）が、改正条例第19条第2項の規定により、専門部会の部会員となります。以上、「霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例の一部改正について」の説明を終わります。

○委員長（徳田修和君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○副委員長（松枝正浩君）

課長の口述書の1ページの2段目の第2条第3号は、現行条例では環境うんぬんと書いてあります。対象外だったものを、市の条例の対象とするということではありますが、これは廃止することで、そこを補完するというような、完全に網羅していくというような意味合いでよろしいのかどうか、お示してください。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

改めて新旧対照表の9ページをお開きいただきたいと思います。左側が改正後、右側が改正前になっております。第2条を第1号、第3号で対象事業を明記いたしております。改正前の下線部、ただし書きで、環境影響評価法第2条第4項及び鹿児島県環境影響評価条例第2条第1項に基づく環境影響評価の対象となる事業を除くというふうに記載してあります。これを削除することによって、国及び県の環境影響評価法に関する事業についても、本委員会で調査検討を進めるというふうになります。

○委員（前川原正人君）

本会議の中で宮内議員からも、大まかに質疑があったと思うんですが、国の環境影響評価法に基づく、一つの山があって、そして県のアセスがあって、今度は市でもそれとは別にしっかりとした、専門部会を立ち上げて議論ができるということになるわけですが、年に1回問題があったときのみの開催になっていくのか。年に1回程度で、そのことが全て把握ができるのかという点で、どうなんでしょうか。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

まず、委員会については、年に4回の開催計画をいたしております。これは県の温泉法との関係、に基づいて行っております。今、御質問のことについては、今後、そういった大規模な事業が出てきたときのことだと思っておりますが、これについても、本条例に基づき、計画の提出期間であったり、計画提出書類をこれまでの対象と同様といたしますので、その計画に応じて、開催をすることになってくるかと思っております。また、案件が案件ですので、それが1回で済むとか2回で済むとか、それについては、市長の判断に応じて、委員会への相談あるいは開催の指示を出されるというようなことを想定いたしております。

○委員（前川原正人君）

それともう一点は、地熱発電では出力が1万kW以上。そして2種事業では出力7,500kWから1kW未満と。特に配慮が必要とされる場合は、自然公園法という、特定公園になりますが、これは3,500kW以上ということで、本会議でも明らかになったわけですが、要は専門部会を立ち上げる際に、それに、結構詳しい人たちでなければ、そのことをちゃんと議論はできないと思うのです。ですから、それぞれの先ほどの資料の中でもありましたとおり、この名簿の中でもあるんですが、一番怖いのは、以前もあったんですが、国立公園内の中で、そこはいじれないけれど、横の国立公園以外のほうから掘削機が入って、中に入っていくという、こういう事例もあったわけですよ。だからそういうのも一つの判断の方法として、専門部会にある一定程度の重きを置いて、助言というか、そこに対する意見というのが反映できるという理解でよろしいですか。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

本日の参考資料でお示しいたしましたとおり、1号から4号の方々、国内でも権威のある地熱関係の研究者の方々でございます。当然、開発ありきではなくて、持続可能なそういった開発をするためということで議論をされていらっしゃると思います。今の話につきましても、技術的な問題、それからそれに伴う周辺への影響等を含めて、調査、審議がなされるものと考えております。

○委員（前川原正人君）

一番の懸念は、地熱発電を利用をして再生可能エネルギーということでやる部分については、それはもう大いに、現代のある意味、環境に優しいという点では、いい意味での評価ができる部分もあると思うんです。問題はやはり温泉が枯渇をするようなやり方では、観光も霧島市を担っているわけですので、そういう部分に対しての影響がないような歯止めにもなりうるという理解でよろしいですか。

○企画部長（有馬博明君）

委員が御心配の声、十分こちらも認識しているつもりです。いわゆる霧島の温泉を守る会等も含めて地域住民の方々も深く関心を持っておられます。先ほど、本日配付した資料で、委員会の名簿

をお配りしておりますが、この中の例えば観光協会等の推薦の中では、そういった旅館組合の方々も中に入られて、意見を述べられながら、様々な意見を聴きながら、行っているところです。正しくこの知見を有する方々の委員会も含めて、様々な議論をいただいているのは、正しく委員がおっしゃられたとおり、そういった温泉の枯渇をさせないように、あるいはそういったエネルギーをどう持続可能に有効利用できるか、そういうことを考えながら、これまで先ほど申しましたが、県とか国に関わる分については、本市の今までの条例では、委員の皆様方の御意見を聴くことができない条例でございましたので、そういったところに対しても当然地域住民の方々には、不安の気持ちを当然持ちです。ですから、そういったところも、市長の諮問によって、専門的知見の御意見を頂ける機会をさらに拡充しながら、そういった不安を取り除いていくような、機会を広げるための条例改正というふうに認識いただければ結構かと思えます。

○委員（愛甲信雄君）

今、部長の答弁を聴いて、私は、安心したというか、やっぱりこの地下の见えない部分で、やはり反対、賛成、今までいろいろあったと思います。しかし、科学的な知見で、それをテーブルの上で、恐らくできなかった過去があったと思います。しかし今度この条例改正は、それをオープンにして、各専門家の意見を聴いて、それでまた、地域の方々の意見も聴いて、オープンな形で、安心を与える条例改正ではないかなという私は思いましたがそういう理解でいいですか。

○企画部長（有馬博明君）

そういったところも含めまして、今回、提案理由の中で申し上げておりますように、いわゆるカーボンニュートラルに向けまして、今、地熱エネルギーに対する興味というものは物すごくやっぱり今後高まってくると思います。そういった意味で、さらにまた、地域住民の方々が、それに対する期待と、同時にそれに対する不安、というのがあろうと思いますし、また逆にそういったカーボンニュートラルに対して、日本として、あるいは地域としてどう世界に貢献していくかという視点も求められます。そういったときに、市として客観的な御意見を頂くための、この専門部会もさらに設置しながら、十分な議論を頂きながら、御意見を頂くということが大事かと思えます。それから、先ほどございましたが、地熱発電については、いわゆる地中のことでございます。例えばほかの開発でございますと、現行法の林地開発でありますとか、あるいは土地利用協議でありますとかっていう形で、規制も具体的な行政指導もできていけるわけなんですけど、地下のことに関しては、やはりその専門的な知見がない限り、適切な判断が市としても、でき得ないというようなこともございますので、今回の条例改正をもとに、さらに、より具体的な専門的知見を頂きながら、適切な判断ができるための設置でございます。

○委員（愛甲信雄君）

全国でこのように実際やっている自治体とかがあれば、お示してください。

○地域政策課地域政策グループサブリーダー（鬼塚友弘君）

私が把握している範囲で、九州管内でいきますと九重町、小国町、指宿市、別府市、これらが条例制定をされて委員会等で、こういった事業計画の審議をされているということで把握しております。

○委員（愛甲信雄君）

そのように九州でも複数あるわけですが、そこで支障なく、スムーズな協議ができていますか。

○地域政策課地域政策グループサブリーダー（鬼塚友弘君）

具体的な自治体は申し上げませんが、ある町の中で、開発案件が五つ同時に進行して、地域の温泉事業者の方から反対意見とか出て、ちょっと混乱が起こったという事象は把握しております。

○委員（山口仁美君）

確認をさせていただきたいのが、口述書の1ページ目一番下の部分なんですけど、第17条第2項について、委員会の設置は、事業計画書の提出があった場合に限られていることから、同委員会にお

いて事業計画等の調査、審議に加え、市長の諮問に応じ対象事業の周辺温泉に及ぼす影響等を調査することができるというような文言があるわけなんです、これは一体どのようなことを想定をしてこの文言が加えられているのかというのを詳しく教えてください。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

これにつきましては、その下の欄にありますとおり、旧牧園町で大霧地区の開発に伴って、そういった周辺への影響を及ぼすことが懸念されていたことから、委員会が設置されたというこれまでの経緯がございます。これとあわせて、今回この条例を改正することによって、何らかの影響が出たと。例えば温泉水の温度が下がったとか、あるいは湧水したとか、そういった事象が生じたときに、旧条例だけでは大霧地区が対象になっておりますので、ほかの地域においても同様な事象が生じたときに、市長の判断で委員会を開催できるというふうに拡大したものでございます。

○企画部長（有馬博明君）

それにあわせて、これまでの条例では、事業者が事業計画を出して初めて、市として受け付けて、委員会を開催してと。ということは、具体的に事業計画が出ていないが、大きな計画が予想されるものについては、今までは委員会に諮問することができなかったわけなんです。そういう意味では、もう一つの考え方としては、そういった大規模等の事業者等が適時、地域政策課に御相談にこられます。でもその御相談にこられた内容については、今までは、専門家の意見を聴くことができなかったわけです。事業計画は出ていないので。今後は、そういった中身についても市長が必要とあれば、審議ができるということで、よりスムーズなより早めの審議もできるというようなことも考えています。

○委員（山口仁美君）

今の話を総合しますと、まだ計画が実際今動いてないというか、提出をされる前の段階の調査っていう目的が一つであることと、それから、例えば温泉が枯れそうな、水が減った、お湯が減ったとかそういった事象が起きた時点で調査をできる可能性があるとか、そういう今まで調査をする根拠がなかった部分にまで含めて調査ができる可能性が出てきたというふうに理解してよろしいでしょうか。

○企画部長（有馬博明君）

はい、そのとおりでございます。

○委員（有村隆志君）

今、各専門家の委員の方が、今回の条例で、この開発についても、諮問ができるということでございますので、この委員会で開発についての専門家の意見が聴けるということでございますので、開発を止めるためのものではなくて、しっかり今後、再生可能エネルギーというのは、さっき課長がおっしゃったカーボンニュートラルということで今後出てくるということは当然、あると思います。その中で、再生エネルギーの部分では、風力だと風が吹かないとできない。それから、太陽光であれば、太陽が出ない限りは発電しないと。だけれどこの地熱発電については、ある程度安定的にできるものだというふうに僕は理解しているんですが、この専門家の人たちの知見で、温泉に影響がないという意見が出たことも可能性があるんで、それはもう分からないことで、さっきおっしゃったみたいに、地中のことですから。だけれど、そういう知見がもしあるのであれば、やはりそういうものについては、今後、そういうことについても、やはり専門的な意見から、そこ辺について理解を示すということもあり得るということで、そういうことはどういうふうにお考えですか。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

今おっしゃられた開発を止める、あるいは開発を促進する。どちらも入っております、あくまでも、本条例の目的にありますとおり、温泉資源の適切な保護及び適正な利用を図ることにより、貴重な共有財産として将来の世代に引き継ぎ、及びその持続的な利用を可能とし、もって自然環境の保全及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。持続的な利用、共存共栄。これは一番の大きな趣旨になってくるかと思えます。それらを含めて、委員会では、開発行為に沿った出力の

量であったりとか、それから掘削の方法とか、そういったところをしっかりと審議いただくということになります。

○委員（前川原正人君）

もう一点は、この最後の8ページのところで、今回の議案第4号の一部改正に伴いまして、これまでありました温泉井検討委員会設置条例が廃止になるわけですね。この検討委員会の設置条例を見てみますと、この8条の中で、いわゆる環境保全に関する協定を締結することができる。これは事業者だったり、開発業者だったり、地域の温泉を利用して事業をなされている方たち、温泉旅館ですね。そういうところとの環境保全に関する協定っていうのは、今回の改正でも担保されるという理解でよろしいんですか。

○地域政策課地域政策グループサブリーダー（鬼塚友弘君）

委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員（木野田誠君）

検討委員会についてお伺いしますが、4名の専門部会委員とそれから、3名の推薦委員ということで構成されるわけですが、当然ながら、この市長の諮問に対して統一した見解を出されるというようなことで理解してよろしいですか。

○企画政策企画政策グループ長（横山雅春君）

今回設置いたします専門部会につきましても、これもあくまで調査検討委員会の下に設置する機関でありまして、調査検討委員会同様に、合議体でございますので、専門部会で出た意見というのは、当然、部会長で取りまとめられて部会長として一つの方針ということで、調査検討委員会に報告します。その中で調査検討委員会におきましては、専門部会における協議を踏まえた形で、委員会としての一つの結論を出すというような流れになってよいかと思います。

○委員（前島広紀君）

口述書の下の方なんですが、次に第4条第1項第2号は、発電事業の改修後に実施する掘削等で、発電出力の増加を伴うものはないものについては、事業計画の調査、審議を行う必要性が低いことから、発電事業者による事業計画の提出が必要な行為から除外するとあるんですが、先ほどの話の中では、計画書が出る前にその調査をするということだったと思うんですが、この辺りのことを説明をいただきたいと思うんですけれど、まず一つ発電出力の増加を伴う負わないものっていうのはどういうことなのか。それと、計画書の提出が必要な行為から除外するというその辺りのことを、説明いただきたいと思います。

○地域政策課地域政策グループサブリーダー（鬼塚友弘君）

まず、審議を行う必要性が低いという理由でございますが、地熱発電事業の改修後に行われる、発電出力の増加を伴わない、言えば、通常は当初1,000kWでスタートした発電事業が、そのまま出力を変えずに1,000kWで事業を継続すると、そういったものが、また、例えば、蒸気の量が減ってきたから、また掘削をして、同じ量で発電をしたいというときには、事業計画そのものを変更するものではございません。ですので、通常の温泉掘削と同様、その辺の公平性も踏まえて、事業計画に変更はないということで、審議から除外するというところでございます。

○委員（前川原正人君）

一つは、市長は選挙公約で、温泉を利用した熱発電を普及していくというような趣旨の公約として、市長がおっしゃったわけですが、ある意味、確認になりますけれど、今回のこの調査検討委員会を設置することで、市長が前のめりな部分があるわけですね。それは選挙公約だからといえどもそれで終わりですけれど、これに対する、掘削に対してブレーキもかけられるということも、想定もされてはいらっしゃるわけですか。

○企画部長（有馬博明君）

まず、検討委員会は今回設置するものではなくて既にあります。市長が御就任される前から、検討委員会はありますと。それをさらに深い審議や先ほどから繰り返し申しておりますが、県と国

のアセスの部分についても、例えば市長に県とか国から市長としての意見が求められます。地元市長として。そのときに、いわゆる専門家の意見を今までは反映することができなかったわけですが、今回はこういった形で、専門家の意見も反映することもできるということなのです。ただ、市長のマニフェストと合わせた形で今回の条例改正かということでは一切ございませんので、先ほども、条例の目的を申しましたが、持続可能な適切な開発並びに自然の保護だったり、そういったものが適切に行われるように、さらに充実したものにしていこうというものでございます。

○委員（前川原正人君）

私は選挙公約ではそういうふうにおっしゃいましたという一つの実事がありましたので、あくまでも参考までに申したわけであって、私がお聴きをしたいのは、言葉が悪いかもしれませんが。市長はやっぱり大いに活用しましょうというスタンスを持っていらっしゃるわけですよ。だから、それに対して、これはやっぱりまずいと。今回の条例一部改正によって、これはやっぱり駄目だよと。今、部長おっしゃるように、国県から意見を求められますよね。そして市長がこうです、やっぱりこれは駄目ですと言ったときに、ブレーキをかけることが市長としてもできますかということを開いているわけです。

○企画部長（有馬博明君）

市長のマニフェストなりこれまで議会の施政方針等で、市長が申し上げてきたことも踏まえると、全てのいわゆる地熱発電事業、全てのものを進めるというような表現ではないというふうに。いわゆる適切なエネルギーの今後の利活用、自然エネルギー、再生可能エネルギーのことを考えると、太陽光発電は様々なこともあって研究等も必要でしょうが、地熱発電については、促進すべきは促進というような表現であって、この委員会がストップをかけるとか、促進をするというのは、ケースバイケースですよ。ですから、最終的な事業計画というのが出されるわけですから、その事業計画そのものがそぐわなければ市としては同意しない。そのことが適切であれば、同意する。そのことがさらに検討が必要であれば、同意、不同意ではなくて、もう一回、再検討というような形の判断を委員会としてはされるということでございます。それを受けて、市としても考えていくというわけで、全てのものを、何が何でも促進するというわけでもないし、全てのものを何が何でもシャットアウトするというわけでは当然ございません。

○委員（愛甲信雄君）

まあいえば先行的にこういう組織を作っていこうということですよ。

○委員長（徳田修和君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前10時36分」

「再開 午前10時37分」

再開します。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

今回の大きな改正というのは国の環境影響評価、それから県の環境影響評価についても、市として専門的な立場からも含めて、調査検討をするということが一番大きなものでございます。これにつきましても、前川原委員からもありましたとおり、市長がセーブをするとか、市長が推進をするとか、そういう市長の大きな判断の前に、しっかりとしたエビデンスであったり、住民説明がしっかりなされているか、住民の方々が十分理解されているか。そういったものを踏まえた上で、最終的に市長が判断をする。その前段階をしっかりと設置して、準備を整えるという意味で、必要に重要な改正案件ではないかというふうに考えております。

○委員（山口仁美君）

先ほどこの条例改正の趣旨っていうところをお伺いしたのですが、見方によっては、事業者から、ある程度の相談があった段階で市が動くことができるので、事業者としても相談しやすくなるのかなというふうな印象を受けたのですが、そういったことも想定をされていますか。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

相談についてはいろんなパターンがあります。全く初めての段階で、この地熱発電事業はどうなっているんだろうとか、あるいは、会社として、具体的にもう準備を進めていきたいと。それに伴って、会社としてどのような方針で進めればいいたろうとか、あるいは、もう実際計画に入りたいんだけど、どのような技術的な相談ができるだろうか。それを担当者レベルで、回答ができる部分、いろんな判断が出てまいります。それは、そのときその内容に応じて、当然、課内であったり、市長であったり、共有した下で委員会あるいは専門部会に相談をしていくというような形になるかと思います。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

○委員長（徳田修和君）

ないようですので、議案第4号に対する質疑を終わります。しばらく休憩します。

「休憩 午前10時40分」

「再開 午前10時42分」

△ 議案第8号 霧島市国分老人集会所の設置及び管理に関する条例等の廃止について

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第8号、霧島市国分老人集会所の設置及び管理に関する条例等の廃止について、審査します。執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（本村成明君）

議案第8号、霧島市国分老人集会所の設置及び管理に関する条例等の廃止について説明します。これは改正文にありますとおり、計9本の設置管理条例を廃止しようとするものです。提案理由等は市民活動推進課長が説明しますので、よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

議案第8号、霧島市国分老人集会所の設置及び管理に関する条例等の廃止につきまして、御説明いたします。国分地区における行政財産のうち実質的に地域における集会施設として利用されているものを普通財産に転換させることにより、その管理運営に係る取扱いを実態に即したものにするとともに、所管窓口の一元化による地域活動の支援及び事務の効率化を図るため、関係条例を廃止しようとするものであります。国分市では、25の地区自治公民館の地域活動の拠点として、集会施設を市で整備する方針としており、昭和53年度から合併後の平成22年度までの間、補助事業等の有利な財源を活用して順次整備を進めてきました。また、整備した施設は設置管理条例を制定し、農政畜産課、長寿・障害福祉課及び市民活動推進課が所管してきました。さらに、施設の利用状況には変化はないものの、管理委託制度から指定管理制度への変更など、社会情勢の変化に対応してきました。一方、現在、施設の修繕や備品の整備については、市民活動推進課が所管する、「霧島市地域振興補助金の地区自治公民館等の集会施設等整備事業」で支援しており、一部の施設で施設所管課と助成担当課が違うために、特に、地区自治公民館長等には不便をおかけしています。このため、公共施設管理計画に基づき実態に沿った管理体制に移行することや、利便性の向上、行政事務の整理などを目的として全ての条例を廃止し、一括して市民活動推進課の所管として、貸付資産としようとするものです。なお、今後も、地域振興補助金等により施設の修繕、備品購入等の支援を継続してまいります。

○委員長（徳田修和君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（山口仁美君）

大体一元化をして、使う方も使いやすくなっていくようなことだとは思いますがこの改正をすることによって、かえって市民の方の負担が増えたりということは特にないでしょうかという確認をお願いします。

○市民活動推進課課長補佐（古江洋一君）

今まで市民活動推進課で、地区自治公民館の建物総合共済保険、あと消防設備の保守点検業務、地区自治公民館の水道料金、下水道料金等は、市民活動推進課で払っておりますので、ほかの課に係る部分は大丈夫です。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

現在の使用の仕方と全く変更はないものと考えておりますので、利用される市民の方々には全く影響はないというふうに考えております。

○委員（前川原正人君）

今回、国分地区の集会施設を、それぞれ行政財産から普通財産にということで当然議会の議決が必要になってくるわけですが、例えば建設年度によっては、補助金適正化法の枠で、結局それをもう全部、償還しなければならないとかいう、そういう一つのたががあつたりとかもするんですけれど、今回記載されている9施設については、そのような問題はないということでよろしいですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

御質問の件につきましては、今回この条例を提案するに当たり、それぞれの所管省庁と協議をいたしまして、財産処分についての協議が終わっております。いずれも、そういう追加のこちらからの支出というものはないということです。

○委員（前川原正人君）

やっぱり、そこはちゃんと検証をされてやられているとは思いますが、やはり例えば補助金適正化法が該当になった場合は、それはもう目的外使用とかやっばりますので、そういう点では全ては検証をされたら、もう確認もされたら、そういう理解でよろしいですね。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

補助金適正化法の関係ですが、以前は委員が御指摘のとおり、建物の耐用年数というものを補助金の財産処分の期間というふうに考えていたところですが、近年は、その期間が10年ということで短くなっておりまして、建設から全ての施設が10年を経過いたしておりますので、補助金適正化法の財産処分の部分についてはクリアしているということでございます。

○委員（前川原正人君）

もう一点は、普通財産に転換をすると、変えていくということになりますけれど、行政財産だと一つの縛りがあつたわけですね。でも普通財産にすると、公共の福祉に反しない限り、大いに活用できるわけですよ。だからそういう点では、例えば地域の特性を生かした催しだつたりとか、様々なことができると思うんですけれど、そういう地域からの要望とか、そういう御意見などというのはなかつたわけですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

先ほど口述でも申し上げましたとおり、そもそもこの25施設はそれぞれ名称が違つたりとか所管官庁が違つたりとか、設置目的もそれぞれ微妙に違つております。そういうようなこともあります。大筋の目的として、地区自治公民館の活動の拠点として最初から造られておりますので、活動の実態というものにつきましては、地区自治公民館が主体的に決定をされて、今後もお使いいただけるというふうに思っています。

○委員（木野田誠君）

関連して、一つの実例として、特に農政関係で管理している施設。ちょっと時間をいただいて、私どもの経験で話をすると、県の農政部から、県単村づくり事業で、私どもは加工室を造つたわけです。その建物を地区公民館の中に造つたものですから、教育委員会の管理ということで、教育委

員会に移管した。農政部で造った理由は、地域の特産品を作って販売するという理由で造ったわけですよ。これは霧島市議会になってから議会の中で審議されて、できなくなった事例があるわけです。例えばそれと同じようにこの農政部関係で、関連しているこういう施設がこういうふうに、今度市民活動推進課の管理ということになれば、その辺の中身が変更されて、今まで従来どおりの使用目的を逸脱しては使えませんよとなるような、懸念というのは一つもありませんか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

先ほど御説明しましたとおり、例えば、国分の本土地区の営農施設とか、それから松木地区の営農研修施設、本土公民館とか松木公民館と呼んでいる建物ですが、これについては正式名称は営農研修施設となっております。設置目的を見ますと、住民の交流を促進し、連帯感を深め住民の生活向上を図るためというようなことになっておまして、こういう目的に照らす限りは、今後も、そういう意味での使い方というのは十分にできると。当初の設置目的に書いてある使い方というものが、維持された上で、全ての施設についてそういう地域の例えば生活向上であったりとか、あるいは連帯感を増すとか、あるいは集会を行うとかいうような目的が、そもそもこの設置管理条例の中で入っており、普通財産になっても使用目的は変わりませんので、引き継がれるものというふうに思っております。

○委員（木野田誠君）

当初の目的とかそういうものは、管理が変わっていても、担保するというところで理解したいと思います。いわゆる簡単に言えば、その建物そのものを、施設そのものを、市民活動推進課で所管していくというような理解でよろしいですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

委員のおっしゃるとおりでございます。そのために普通財産にする必要があるので、普通財産にいたしますということでございます。

○委員（有村隆志君）

前から気になっていたことがあります。当初はそれぞれの部が造ったものが、実態はさっきおっしゃったみたいに、地域で使っているというものがほかにもあるような気がするんですよ。例を言うと消防で造ったものが、横川にあるんですけど、そういうところに自治会が使っているものがあります。使い勝手が大変だという苦情が来ているんですよ。クーラーがつかないだとか。だから、そこら辺も含めて、そういうのは今後検討できないものか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

今回は、国分地区のものをこういう形でっておりますが、委員が言われるように、様々な点から勘案して、かつ、市で、今、大きな計画として持っております公共施設管理計画、こういうものの方向性とか、そういうものに照らして、一番良い管理の方法というものを、今後全庁的に検討していく中で、改善ができるものは、全庁横断的に改善をしていくことになるというふうに考えております。

○委員（前島広紀君）

口述書の上なんですけど、国分地区では25の地区自治公民館の地域活動の拠点として、昭和53年度から合併後の平成22年度までの間、補助事業などの有利な財源を活用して順次整備を進めてきましたってあるんですけど、このことと、議案第8号の14ページに、1から9まで、いろんな条例が書いてあるわけなんですけど、この1から9までの中に、25施設があるということですか。

○市民活動推進課長補佐（古江洋一君）

この条例の中に25施設ありまして、長寿障害福祉課が2施設管理しております。それと、農政畜産課は6施設、市民活動推進課で17施設、現在所管しております。

○委員（前島広紀君）

それを聴こうと思ったんですが、1から9までありますよね。そのところをもう一度今の分類で言っていただきたいんですが。

○市民活動推進課長補佐（古江洋一君）

各号の所管と施設数は、第1号の国分老人集会所が長寿・障害福祉課で2施設。第2号の府中地区共同利用施設が市民活動推進課で1施設。第3号の国分地区集会所が市民活動推進課で9施設。第4号の国分福島地区コミュニティ供用施設が市民活動推進課で1施設、第5号の国分多目的集会施設が市民活動推進課で5施設、第6号の国分宮農研修施設が農政畜産課で2施設、第7号の国分広報研修施設が農政畜産課で1施設、第8号の国分ふれあいの郷が市民活動推進課で1施設、第9号の生活改善センターが農政畜産課で3施設です。

○委員（前島広紀君）

大体分かりました。それではもう一つ口述書の下なんですけど、下から3行目、全ての条例を廃止し、貸付資産としようとするものであると。この貸付けというのは、地区自治公民館に貸すのか、それとも、指定管理で大体すると思うんですけど、貸付けというのはどこに貸付けなのか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

貸付先はそれぞれの地区自治公民館になります。それと、今までは指定管理でしたが、指定管理施設ではなくなりますので、貸付け施設ということになります。

○委員（前島広紀君）

今後は、地区自治公民館が管理者ということになるということですね。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

建物の使用者責任は地区自治公民館、所有者責任は市ということになります。

○委員（前島広紀君）

そうなりますと例えば雨漏りとか壁が壊れたとか何とか、そういう修理に関しては、公民館から市民活動推進課に要望をするという流れになるということですかね。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

今までも、ほとんどの場合はそういうふうな形で、まず私どものところに要望が来て、条例に沿ってそれぞれ担当課が違いますので、例えばそこの所管課うちではありませんよというお話をして、そこに行っていただくというようなことがあったわけですが、今後はもう全て、私どもで一元化できるといようなことでございます。

○副委員長（松枝正浩君）

非常に事務の効率化と、それから市民サービスの質が非常に上がっていくということで大変いい提案だとまず思います。今回の条例提案に至って、庁内では、いつから議論が始まって、今回のこの条例提案になったのか、お示ししていただきたいと思います。

○市民活動推進課共生協働推進グループ主査（原田仁志君）

庁内での協議につきましては、令和元年9月から協議を進めております。

○委員（前川原正人君）

それと今、前島委員からありましたとおり、貸付けは貸付け施設として、大きく言ったら、地区自治公民館に貸し付けますよと。ただ所有としては市の所有物ですというふうになるんですけど、やはり出てくる問題は維持管理費。先ほどもありましたとおり、あるんですけど、例えば建て替えになりましたとか、大規模改修が必要になりましたってなったときに、やはりこれまでの公民館施設と同じような60%の補助っていうんですかね。その部分については、今までと変わらないという理解でよろしいですか。

○市民活動推進課長補佐（古江洋一君）

はい、変わりません。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

今までと変わらないんですけど、あくまで、建て替えとか、あるいは大規模な修繕とかいうふうになったときには、またその時々には御相談をいただいて、市と協議をした中で、今までも屋根の大規模な修繕だったりとか、あるいは最近行いました例えば、新町、野口、広瀬の生活改善センターの

耐震補修とか、そういうようなものは、市で行っておりますので、その辺の大きな不都合が生じたときには、当然ながら市に相談していただくという形をとっていくものと考えております。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第8号に対する質疑を終わります。

△ 議案第10号 伊佐北始良環境管理組合からの脱退及び財産処分について

○委員長（徳田修和君）

次に、議案第10号、伊佐北始良環境管理組合からの脱退及び財産処分について、審査します。執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（本村成明君）

議案第10号、伊佐北始良環境管理組合からの脱退及び財産処分について説明します。これまで本件に関しましては、機会あるごとに経過説明をまいりましたが、このたび協議が整いましたので、地方自治法に基づき議決をいただくため提案したものです。詳細は、環境衛生課長が説明しますので、よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

一部事務組合からの脱退及び財産処分については、関係地方公共団体との協議を行うに当たり、地方自治法第290条規定により議会の議決が必要とされています。このため、伊佐北始良環境管理組合からの脱退やその前提条件となる財産処分等について、関係地方公共団体である伊佐市及び湧水町と事前協議を進め、その都度、経過等をご報告してまいりました。組合からの脱退及び財産処分等に関する事前協議につきましては、昨年12月7日の総務環境常任委員会における所管事務調査で説明したとおり、昨年11月18日に、霧島市長、伊佐市長及び湧水町長の三者による協議が概ね整ったため、今般、組合構成市町において、それぞれの議会に、本市の脱退及び財産処分等に関する議案が上程される運びとなりました。議案第10号「伊佐北始良環境管理組合からの脱退及び財産処分について」の別紙「伊佐北始良環境管理組合から霧島市が脱退することに伴う財産処分に関する協議書」をご覧ください。この協議書は、本議案の議決後、本市、伊佐市及び湧水町の三者で締結する予定の案であり、その内容については、これまでご報告してきた事前の協議結果に基づく財産処分の方法等が記載されています。具体的には、・本市が令和5年4月1日から組合を脱退することに伴い、本市、伊佐市及び湧水町は、地方自治法第289条の規定に基づき、財産処分について協議したこと。・「土地、建物その他設備、物品等」及び「機械保全基金」を組合に帰属させること。・本市が脱退負担金を支払うに当たっては、「組合の財産を金銭に換算した額1億9,313万5,500円のうち、本来本市に帰属すべきであった分5,200万8,302円」、「令和元年度末までの施設機械保全基金10億2,909万6,652円のうち、本来本市に帰属すべきであった分3億495万2,468円」及び「令和2年度から令和4年度末までの基金積立額のうち、各年度における構成市町の運営費負担金割合按分率により算出した本市の基金積立額」を合計した金額を、脱退負担金から差し引くこと。となっています。お手元の資料「議事録」の3頁をご覧ください。この資料は、昨年12月7日の総務環境常任委員会における所管事務調査でお配りしたものです。資料の表中「帰属財産」の「土地」の調整結果495万1,302円と「施設設備」の調整結果4,705万7,000円の合計額が、協議書の「本市に帰属すべきであった分5,200万8,302円」です。表中の「帰属財産」の「施設機械保全基金」の調整結果3億8,000万円は、本市が組合から脱退する令和4年度末の見込額で、協議書の「本市に帰属すべきであった分3億495万2,468円」と「令和2年度から令和4年度末までの基金積立額のうち、各年度における構成市町の運営費負担金割合按分率により算出した本市の基金積立額」の合計額です。なお、今回の協議においては、組合の令和4年度末施設機械保全基金の積立見込額を12億5,000万円と見込んで、本市保有

分を3億8,000万円としていますが、令和2年度末の基金残高見込は、11億6,000万円程度と聴いていますので、脱退時点では3億8,000万円よりも増えるものと見込んでいます。表中「脱退負担金」の「機能回復負担金」及び「解体撤去負担金」の調整額については、令和4年度までの施設使用実績割合が確定していないため、本市の負担金の額も確定していません。しかしながら、脱退負担金の上限を7億3,200万円とすることで合意していますので、激変緩和負担金の調整結果1億9,000万円を、脱退負担金の上限額7億3,200万円から差し引いた額が、機能回復負担金と解体撤去負担金の合計額の上限となります。今後のスケジュールにつきましては、各市町の議会で議案が議決されると、年度内に、組合構成市町の三者で、当該協議書及び「霧島市が伊佐北始良環境管理組合に支払う脱退負担金に関する合意書」を締結し、組合から県知事に対し、規約変更の申請がなされる予定となっています。なお、県知事の許可は、令和3年4月になる見込みと聴いております。続きまして、本議案に関連して、「伊佐北始良環境管理組合 未来館」から脱退し、敷根清掃センター等に統合することに伴い、横川・牧園地区の市民の方々の利便性を維持することを目的として設置する、「新たなごみ集積場」についてご説明します。平成30年12月、本市が、伊佐北始良環境管理組合からの脱退の意向を表明したところ、横川・牧園地区においては、「脱退後は、ごみを個人で直接搬入する場所が敷根清掃センターに変わるのではないか」という懸念が生じていました。このため平成31年4月の横川・牧園地区自治公民館長・自治会長会において、「サービスの低下を招かないよう対策を講じる」と説明したところでした。その後、いくつかの方法を検討し、「横川・牧園地区内に、住民の方々が、ごみを直接搬入できるごみ集積場を設置する」こととして、候補地の選定作業に着手しました。その結果、牧園町万膳地内の「牧園生コンクリート株式会社が所有する土地」を最終候補地として選定し、土地の使用等について、所有者と大筋で合意しましたので、去る2月15日の市議会定例会の市長の施政方針演説で公表しました。既に、横川・牧園地区の地区自治公民館長、近隣の自治会長には説明を済ませており、今後、候補地周辺の牧園7区自治会総会で説明を行う予定です。資料の4ページをお開きください。まず、新たなごみ集積場の概要について説明します。当該候補地は、牧園生コンクリート株式会社が所有する土地で、(住所) 牧園町万膳2970番地、(地目) 雑種地、(面積) 7,321㎡。施設はその一部に設置する想定をしています。お手元の図面をご覧ください。土地所有者との協議用に作成したイメージで、今後、調整を進める中で変更しますが、施設の配置、車両の動線等を描いています。候補地の立地条件の優位性としては、牧園地区と横川地区の概ね中間に位置し利便性がよく、周囲を鉄道と河川で囲まれ民家から離れており周辺住民の生活環境への影響が軽微であること、コンクリート舗装が施工済みであり、整地、舗装の必要がないこと、県道50号牧園薩摩線の旧道に接続しており、車の通行に支障はないことなどです。次に運営・整備等(案)について説明します。土地の使用等については、今後、賃貸借契約を締結し、令和5年4月1日から本市がごみ集積場として運用を開始する方向で調整を進めています。施設の整備等については、ごみの受入・保管ヤード、計量器、事務所等の施設を整備する予定です。搬入できるごみの種類等については、現状と変わらず、これまで未来館に直接搬入することができた「可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源物」を想定しています。資源物とは、缶類、びん類、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装、紙類、古着、蛍光灯、乾電池、食用油で、本市の分別等のルールに則って出していただきます。なお、事業系一般廃棄物として、事業所が自ら未来館に搬入していたごみも受け入れる予定ですが、一般廃棄物収集運搬業許可業者が収集したごみの受入れについては、相応の設備投資等が必要となることから、現在検討中です。対象地区については、横川・牧園地区の方々の利用を前提としており、その他の地区からの搬入は、現在検討中です。開場日時については、敷根清掃センター等の開場日時に合わせる予定です。一週間のうち6日間搬入できるので、搬入できる日数は現状と変わりません。衛生の保持・ごみの搬出等については、「可燃ごみ」は、現地にごみ収集車(パッカー車)を配置し、それに直接投入することを検討しています。また、「その他ごみ」は、ストックヤードを整備することを検討しています。ごみ集積場で受け入れたごみは、「可燃ごみについては2、3日ごと」、「その他のごみについては月に数回」搬出することを検討してい

ますので、大量に長期間保管されることは想定していません。周辺地域の方々にご迷惑がかからないよう、臭気対策、鳥獣対策、飛散防止対策等に万全を期したいと考えています。ごみ処理手数料については、現在、未来館に直接搬入する際、30kgまで無料ですが、30kgを超えると10kg当たり80円のごみ処理手数料を徴収しています。本施設でも、計量器を設置し同様に手数料を徴収します。なお、資源物の搬入は、無料の予定です。人員配置等については、集積場の運営を民間業者に委託することを検討しています。集積場を運営する際、ごみ搬入車両の誘導、分別指導、計量、場内管理、ごみ搬出対応等の業務を円滑に行うため、従業員を配置します。今後、ごみ集積場の具体的運営等について様々な調整を進めていく必要がありますが、まずは、候補地周辺の皆様にご理解をいただくため、しっかりと説明していきたいと考えています。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

今課長が説明しました中で、地番が、牧園町万膳2970番地と申し上げましたが、正式には2970番地の1ということで枝番の1がついておりますので、資料その他全て訂正をお願いいたします。おわびを申し上げます。それから、別紙でお配りをしております資料について御説明します。新版逐条地方自治法第7次改訂版という、先ほどお配りをした紙でございます。これで、こういう一部事務組合に対する国の考え方というものを御説明したいと思えます。ここにありますのは地方自治法286条の2という、これはいわゆる申出によって脱退ができるという、平成24年に追加された条文の逐条の部分でございますが、左側に傍線が引いてございます。その趣旨については協議会についての法第252条の6の2、解釈及び運用を参照されたいということになっております。裏面をお開きください。その部分の解釈運用通知のところです。解釈運用がずっと書いてありまして、7行目ぐらいのところから傍線が引いてあるんですが、地方公共団体の協力制度は多様で幅広い地域と地域の連携の中に位置付けられるものであり、地方公共団体の広域連携についても活用しやすい、多様で弾力的な仕組みにしておくことが求められている。そうした中で、地方公共団体の協力制度に地方公共団体の加入と脱退がより主体的に、弾力的に選択できるようにすることが望まれるということが書いてございます。それで、少し行きました、この条文については、脱退しようとする地方公共団体の意思のみにより脱退できることとしたものであるというようなことが書いてございまして、国としては、地方公共団体の加入脱退については、それぞれの市町村の考え方によって、判断をするべきであろうというようなことを、おおむね考えられておられるというようなことでございます。そういうことの中で、私どもといたしましては、この条文ではなく、従来の方で脱退するわけですが、この辺のところについては、関係市町の御理解と御協力があって、こういう形で円満な脱退ができるということでございます。それに伴いまして、私どもも脱退負担金という形で、一定の責任を果たした上で、脱退をするということでございまして、あわせて、地区住民の不安についても解消するための手段も、講じたというようなところでございますので、御理解いただきたいと思えます。

○委員長（徳田修和君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

議案第10号の脱退及び財産処分についてでございますけれど、ここも、特別委員会を組んでいまして、そちらにも配慮しながら、しかし、ここの場面では、やはり総務環境常任委員会ですので、十分な議論が必要だろうとは思っている一人です。そこでお聴きをおきたいのは、先ほど口述書の中で、今回、ストックヤードとして、牧園生コンクリート株式会社が所有する土地を賃借料で考えているということでおっしゃったんですけれど、まずはこの賃借料を、どの程度見込んでいらっしゃるのでしょうか。地域の実情だったり、相場もあるでしょうけれど、そういうところまである一定程度までは議論が進んでいるわけですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

まだ契約に至っておりませんので、具体的な金額というのはなかなか申し上げにくいところがございますが、本市が、普通財産を貸付けするときの計算式というものがございます。そういうものとか、様々なものを参考にしながら、今後、おおむねという形では、交渉しているんですが、契約に至っておりませんので、そういうものを参考にしながら、算定をしながら、相手様と協議を進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（徳田修和君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前11時24分」

「再開 午前11時25分」

再開します。

○委員（前川原正人君）

あくまでも今、おっしゃるように、まだ途上段階なわけですよ。相手がいることですから。でも今の段階では、今委員長からありましたとおり、遠慮はしないでどんどん聴いていただきたいと、審査をしていただきたいということですので、遠慮しませんが、ただやはり金銭的な部分で見たときに、先ほど申しましたとおり、まだその財産貸付けにおける、一つの決まりがありますのでそれに伴っていくんであろうと。ただ今後生コンクリート会社の跡地を借用する際に、今ある施設がありますよね。プラントが。これなんかは、今までの議論の中には、相手側が撤去するんだというようなこともお聴きしているわけですが、その辺についてもまだ分かっていない。今後どうなるかということも協議中なんですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

航空写真見ていただくと、先ほど図面をお配りをしてしておりますが、まずこのところで、先ほど申し上げたように、コンクリート舗装がしてあるということ。それから、右上のところに台形の屋根が見えていると思うんですが、これについては既に撤去されております。その下のところに、生コンクリートの生産プラントが載っていますが、これが現在も残っているというところがございますが、そもそもこのプラントについては、所有権は、先様がお持ちのものでございますので、先様の都合で、相手方の都合で、今後、撤去していきたいという意向はお持ちのようでした。今までの話合いの中で。

○委員（前川原正人君）

あくまでも相手がいることですので、余りにも先走ってもいけない部分もあるし、軽々に行政側が言えないというのも分かります。例えば先ほどの口述書の中でもおっしゃいましたとおり、離脱をするという前提で事が進んでいるわけですよ。問題は先ほどもありましたとおり、今度は計量器を入れたり、そしてごみ搬入車両の誘導をするための人員の配置だったり、そしていわゆる先ほども言いましたとおり、様々な経費が、脱退負担金とは別に必要になってくるわけですよ。脱退負担金はあくまでも全体から差し引いた部分の3億円程度が脱退負担金になるであろうと。それはまだ動くであろうという、そういう部分はあるとは思いますが、問題はこの計量器とか。やはり、一つの事業を行う上で、どの程度、掛かっていくのかというのは、率直な疑問なわけですよ。その辺についてのシミュレーションというものはどうなんですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

これまでも一般質問の中でもお答えをしまいましたが、この施設については、民間事業者に対して委託設置ということで考えているところがございます。まだ最終的に、例えばこの絵に書いてありますような事務所でありましたりとか、計量器でありましたりとか、あるいはそれぞれのごみを搬入するところのヤード、受入保管ヤードと書いてありますが、こういうようなものを、造るつもりであります。どうするかというところはまだ最終決定には至っておりません。というのは市で造るか、事業者整備をしていただいて、委託料として支払うかというところが決まっていなくてございまして、以前にこの一般質問でお答えしたとおり、このヤードのこの部分の設

置費、管理費、それから、牧園・横川から敷根まで運ぶための、新たなセンターまで運ぶための距離が延びる分の輸送費とか。あるいは、統一して燃やした後に出る灰の処理費用が増加する分とか、そういうものを含めまして、それぞれ業者から、概略見積りをもらいまして、それで、算出したところでは、今のところ4,000万円程度ではないかというふうに見込んでいるところでございます。

○委員長（徳田修和君）

少し委員長を交代します。

○副委員長（松枝正浩君）

ほかに質疑はございませんでしょうか。

○委員（前島広紀君）

今の件に関連しまして、賃貸借契約を締結するということなんですが、7,321㎡この全てを賃借されるんですか。今まだ決まってないという話ではありますが、この図面を見ると、そんなに使う場所ってというのは、必要ないのかなとも思うんですが。あとは安全管理とか、そういう面で考えればもう全てを一括して、賃借したほうがいいのかないかなというふうに思うんですが。そうなった場合また後の管理とか。コンクリート舗装されているということなんですが、その全部がコンクリート舗装されているのか、その辺りもあわせてどの程度を賃借するのか、その辺りをお伺いいたします。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

まずコンクリート舗装の件ですが、全域、一筆全部コンクリート舗装がされております。それと、面積については、必要な面積をお借りしたいというふうに。設置するに当たって必要な面積をお借りしたいとは思っておりますが、いずれにしても、入り口部分からの賃借になりますので、その部分の配慮というのは、今のこの図面でいきますと、奥の部分は手を付けていないような形になりますが、入り口部分を借りますので、賃借料を含めて、相手方の事業とかそういうものも含めて、今後、配慮が必要であろうというふうに考えております。

○副委員長（松枝正浩君）

委員長を戻します。

○委員長（徳田修和君）

失礼しました。ほかにありませんか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

今の点で補足説明させていただきます。航空写真を見ていただいて、今のコンクリートの舗装の件ですが、見ていただくと、グレーの部分、これコンクリート舗装は、主にここの部分で、今対策が一筆と言いましたが、左上のちょっと緑が多い部分、ここの部分はちょっと小山になっていて、ここの部分はちょっと舗装がないものと思いますので、今、ほぼ、おおむねコンクリート舗装されていると。若干、地形によってされていない部分がありますということで御理解いただきたいと思います。

○委員（木野田誠君）

この敷地に関しまして、先ほどの説明によるとこの2,970番地の1の中で、貸主が事業をされるかもしれないというようなイメージの受け取り方をしたんですけれど、そういうことは、あるんですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

相手方も今、生コンクリートの生産をなさっているわけではございません。遊休地になっているわけですが、将来的に使うことが何かあるかもしれないということでございますので、そんなときには、協議をさせていただきというふうなお話はいただいております。

○委員（木野田誠君）

市の方向性としてはこの一筆全てを賃借するというような考え方で、いらっしゃるんですか。どうですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

先ほど申し上げましたとおり、必要な面積をお借りしたいとは思っておりますが、入り口部分、入り口が1か所しかないですので、そういうところで、空いた部分で、何か将来的になされるときに、こちらとしては配慮する必要があるのではないかというふうに思っているところでございます。

○委員（木野田誠君）

分かりました。この土地は、賃借でいかれるわけですが、（仮称）霧島市クリーンセンターが稼働して、稼働と同時にここで運用されていくということですが、将来的に、いつごろまで賃借される予定なのか。そのあと賃借でずっといかれるのか。先のこともある程度は考えてらっしゃるのかその辺をちょっとお聴かせください。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

今、委員が言われたように、新しい（仮称）霧島市クリーンセンターの稼働開始は、令和8年3月を見込んでおります。ここの施設のオープンは令和5年4月1日ですので、それよりも早く始まるということでございます。なので、基本的には（仮称）霧島市クリーンセンターが稼働している間は、ここを使用するというような、現時点での方向性であろうというふうに考えているところでございます。いつまで借地でいくのか、買取りはしないのかというお話でございますが、現在私どもは公共施設管理計画に沿って様々な施設の管理をいたしております。そういうものの中に全て市で持つのでなくて、借りて使うということも考えていかなければならないということもあまして、あと、相手方も企業でございますので、様々な会社の経営上の問題で、売ったほうがいいのか。それとも借りてもらったほうがいいのかというようなこともあろうかと思えます。そういうようなことを含めて、現在の交渉としては、長期間、何年で更新になるかというところは、まだ協議が整っておりませんが、一定期間、中長期的な更新期限を設けた借入れというような形で考えております。

○委員（前川原正人君）

これまでの資料で出されてきた、私たちは数字でしか、見ることはできないわけですが、横川・牧園地区分の処理量が大体年間は3,105 tになるであろうと。この令和2年4月に出した令和2年霧島市一般廃棄物処理実施計画、ごみ処理生活排水処理実施計画っていうのが出されていると思うんですが、(9)の中で、伊佐北始良環境管理組合からの脱退という項目があるわけですね。この中では、牧園・横川地区のごみの直接搬入に係るサービスを低下させないために、直接搬入ごみの収集場を設置する方向で検討を進めていきたいと。またその前の8番目には、災害廃棄物処理体制の構築ということで、災害ごみについても、配慮しながらやっていくんですよという一つの計画が出ているわけです。その中で、これは市の計画ですけれど、今度は環境省が出している、一つの指針がありまして、この廃棄物処理計画の条文の中で、一般廃棄物処理計画は市町村が策定するものであるが、特に市町村の区域を越えて広域的な処理の計画の策定を必要する場合には、関係市町村が、その要請に応じてうんぬんということを書いてあります。その中で処理計画が出てくるわけですよね。その計画の中では、市町村が、当該市町村の区域を超えたとき、一般廃棄物の搬入又は搬出を行っている場合には、当事者である市町村間で密接に連絡をとり、相互の一般廃棄物処理計画に齟齬を来たさないように努める必要があるんだと。これが環境省の指針なんです。だから、本来であれば、この廃止をすることに伴って牧園分と、横川分が3,100 t余りがあるわけですが、今度はその分を始良市からもまた持ってくるというようなことにもなっているわけですよね。私は何を来お聴きしたいのかというと、今回ストックヤードが4,000万円ぐらい掛かるであろうと。そして、計量器も付けなければならぬだろうと、賃借料も払っていかねばいかならぬだろうと。そういうのを考えたときに、経費的には離脱しないで、現状でいったほうが経費的な節約と、住民サービスの低下を招かないのではないかと、そういうような、視点も出てくるのかなと思うんですが、その辺についてのシミュレーションをされていらっしゃらないのですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

先ほど御説明いたしましたとおり、現在、伊佐北始良環境管理組合に対して、今、伊佐北始良環境管理組合では、全ての施設について起債の償還も終わり、運営費だけの支出ということござい

ます。そういう状況の中で、約1億3,000万円程度というのを、ここ数年、お支払いしているという状況でございます。それに対して、前にもお話しておりますように、今回の牧園地区の新たな集積所の経費で先ほど4,000万と申しましたが、その中には、計量器の設置経費、あるいは牧園・横川から敷根まで運ぶための輸送距離が長くなる分の輸送料の追加分、それから敷根清掃センターで燃やす量が、処理する量が増えますので、それに伴って増加する焼却灰等の処理費用、そういうもろもろ全部ひっくるめて、4,000万円程度というふうに見込んでおりますので、以前からございますとおり、差引き9,000万円程度は、経費が節減できるのではないかとこのように考えているところでございます。

○副委員長（松枝正浩君）

確認なんです、新しい土地の賃貸借契約、ちょっと聴き逃しているかもしれないんですが、いつごろの契約予定を考えられているのかまずお聴かせください。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

令和5年4月1日の稼働開始を予定しておりますが、その前に、先ほどお話をしたような、様々な設備の設置をしなければならないと思いますので、令和4年後半というふうを考えています。

○副委員長（松枝正浩君）

賃貸借の期間については、未定だということなんですけれど、行政で契約をする際の長期的な契約の期間。長いもので何年ぐらいがあるのか。もし分かればお示してください。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

不動産の借入れについては、地方自治法上の長期継続契約ということになっておりますので、通常であれば債務負担行為を設定しなければならないと思うんですが、長期継続契約の場合はその必要がございませんので、長い期間で借りることは可能であるというふうに思っております。どれほど長い期間の土地があるかということですが、まずそもそもといますか、例えば、学校用地等では、もう何十年以上という形で借りているものもございますので、例示してどの程度というのは申し上げられませんが、いわゆる学校がある限り借りているというような土地もあるようがございますので、長く借りているものがございます。

○委員（木野田誠君）

令和4年後半の契約ということでありまして。まだあと2年間ぐらいありますけれど、この間に、業者の意向が変わるということは、あり得ないでしょうね。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

全くないと言われると、そこは何とも言えないんですが、相手方とは、一応こういう協議をしたというようなことについて記録を残しておくということで合意いたしておりますので、間違いはないというふうに思います。

○委員（愛甲信雄君）

恐らく最後だと思いますが、一番私が懸念しておりました二つ、構成市の脱退に伴いまして、円満脱退をしてほしいということは解決と。それと、牧園・横川の人たちの利便性も今後いろいろと、今まで考えられなかったようなことも出てくる可能性もありますので、そのところは、真摯に取り組んでいってほしいと。それともう一つ、説明会で丁寧な説明をよろしく願いいたします。

○委員（前川原正人君）

今までの議論の中で、横川・牧園のごみの搬入車両数が大体約7,000台。年間いるわけですね。年間7,000台の利用があるわけですが、年間7,000台というのは微々たるものというふうに見るとは思いますが、しかし、付帯する例えば道路の問題とか、様々、混雑はしないでしょうけれど、安全対策だったりとか、そういう配慮はどのようにお考えなんでしょうか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

まず、車の台数ですが、今委員が言われたように7,000台程度あります。これを年間365で割ると大体二十一、二台程度だと思います。今回の牧園生コンクリートの場所の前面の道路なんです、

普通の車であれば十分利用ができるものでございまして、昔は幹線道路だったんですけど、今はもう幹線道路からちょっと外れているので、舗装の状態も非常によろしいものですから、交通障害というのは、余りないのではないだろうかなということを考えております。なおかつ、この場所が鉄道と河川の間にあるということ。それから、200m前後には民家がないということで、周辺的生活環境については、全くないとは言いませんが、軽微なものではないかなというふうに考えているところでございます。

○委員（前川原正人君）

もう一つは、先ほど口述の中で、既に横川・牧園地区の地区自治公民館、近隣の自治会長には説明を済ませましたということで、今後、候補地周辺の牧園7区自治会総会で説明を行っていくということなんですけれど、例えば異論が出ないから分かりません。問題は、まずは法にかなって、そして理にかなって、そして情にかなわないといかんと思うんですね。ですから、そこはもうごり押しを。僕はないと思いますけれど、信頼していますので。丁寧な説明をされるとは思うけれど、やはり何ていうんでしょうね。住民合意がないとやはりやはりできないと思うんですね。ですから、その辺についても、様々な配慮もあると。今後の、まだまだ先々の話ですけど、実際は。でも準備はしなければならない。行政的にはしなければならないというのも理解をするところです。今言いましたように、まずは法にかなって、理にかなって、情にかなっていく。これがやはり、これまでの今までの廃棄物最終処分場の経緯、もう私は、そういう経験をしてきた一人として。だからそういう説明もされるでしょうけれど、それでもごり押しをほしくないということは、確約はできるんですか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

私どもが先ほど答弁しましたとおり、牧園地区とそれから先日3月2日には横川地区の自公連の集まりで私ども説明させていただきました。その会場の雰囲気としては、ここの場所は反対だというようなことではなくて、おおむね、この場所というのは近くなって、非常に助かるという御意見が多かったということでございます。前川原委員が言われるように、ごり押しという関係なんですけど、今、丁寧に使い勝手とかその辺も前面道路とか周辺環境とかその辺を全て、こちらから丁寧に御説明しているところでございます。その中で、住民等から御要望等々がある場合について、真摯に対応していきたいと考えているところでございます。

○委員（木野田誠君）

先ほど私がやばな質問をしましたが、令和4年後半に契約ということでありました。私の質問の前に委員長。一言つけ加えていただきたいことがありますけど、この地域、地区、この場所が発表になってから、いろんな方々から、この場所の選定について耳に入っていきます。ほとんどの方はいい場所を執行部は選んでくださったという言葉が入ってきますので、このことを私の先ほどの質問の前につけ加えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○副委員長（松枝正浩君）

この資料の令和2年11月18日の各首長の合意をもって、今回の霧島市における議会の提案になったわけですが、構成組合市の中に、伊佐市、湧水町があります。先ほど課長の口述の中に、それぞれ上程がなされる運びになりましたということであつたんですが、この伊佐市と湧水町の議会の上程日、把握しておられたら、御提示ください。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

まず湧水町でございます。先日連絡が来たんですが、3月1日の定例会で、この脱退に関する議案が議決を得たというふうに聴いております。伊佐市は今年22日に議決を得られる予定でございます。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで、議案第10号に対する質疑を終わります。

「休憩 午前11時51分」

「再開 午前11時53分」

△自由討議

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、自由討議に入ります。まず、議案第4号、霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例の一部改正について、意見はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、次に進みます。次に、議案第8号、霧島市国分老人集会所の設置及び管理に関する条例等の廃止について、意見はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、次に進みます。次に、議案第10号、伊佐北始良環境管理組合からの脱退及び財産処分について、意見はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終わります。

△議案処理

○委員長（徳田修和君）

それでは、これより議案処理に入ります。

△ 議案第4号 霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例の一部改正について

○委員長（徳田修和君）

まず、議案第4号、霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第4号について原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第4号について全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第8号 霧島市国分老人集会所の設置及び管理に関する条例等の廃止について

○委員長（徳田修和君）

次に、議案第8号 霧島市国分老人集会所の設置及び管理に関する条例等の廃止について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第8号について原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第8号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第10号 伊佐北始良環境管理組合からの脱退及び財産処分について

○委員長（徳田修和君）

次に、議案第10号 伊佐北始良環境管理組合からの脱退及び財産処分について討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は議案第10号、伊佐北始良環境管理組合からの脱退及び財産処分につきまして、反対の立場から討論に参加いたします。これまでも議論になっているわけですが、この脱退に関しまして、脱退負担金の総額は7億3,200万円以内を限度額といたしております。組合に帰属する財産、土地495万1,302円。施設設備が4,705万7,000円。そして、施設機械保全基金、3億8,000万円、これはまだ不確定の部分でございますが、これが団体負担金に充当されまして、実質的には約3億円以内の見込額で、脱退負担金を霧島市が払うことになると思います。大きな論点といたしましては、やはり1市6町が合併して霧島市となったわけですが、霧島市に移行してそれぞれの経過があります。合併協議会の協定書の15の4の項の一部組合の部分では、伊佐北始良環境管理組合と火葬場組合の構成団体である牧園、横川については、合併の前日に関係の一部組合から脱退し、新市において合併の日に関係組合に加入し、そして旧牧園町及び旧横川町の区域を当該組合で処理をします。そして処理方法につきましては、当該組合及び構成団体の協議を行って、合併までに協議をします。これは明確に合併協定書の中にも明記されております。そういうことも鑑みまして、合併協定書には、辞退することは含まれておりません。そういう点で見ましても、これも先日の予算委員会でも述べたとおりでございますが、同じ霧島市の横川町、そして牧園町でございますが、脱退をしない方向が、住民の利便性という点から見ても、明らかではないかということをお願いしまして、本案に対しまして、私の討論とするところでございます。

○委員（有村隆志君）

私は議案第10号、伊佐北始良環境管理組合からの脱退及び財産処分について、私は賛成の立場を明らかにして討論に参加します。霧島市と伊佐北始良環境管理組合では、それぞれ、今後、ごみ焼却場の老朽化への対応が迫られていた中で、霧島市が伊佐北始良環境管理組合を脱退することを申入れ、協議してきた。今回の議案は、令和5年4月1日をもって伊佐市、湧水町及び霧島市は、地方自治法第289条の規定に基づき、脱会の協議が整い、議会の議決を求めるものである。内容の霧島市が脱退負担金を支払うことの審査をさせていただき、合理的で妥当性があることを確認しました。また、それに代わる新たな集積場の具体的運営等についても説明がありました。今後、関係地域の利便性確保と丁寧な説明を希望し、本議案は賛成すべきと申し上げ、各委員の賛同を求めることを申し添え、私の賛成討論とします。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論を終わります。採決します。議案第10号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者6名、起立多数と認めます。したがって議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で本委員会に付託されました議案3件の審査を終わります。

△ 委員長報告に付け加える点

○委員長（徳田修和君）

次に委員長報告に何か付け加える点はありませんか。ある場合は議案番号等と、その内容を御発言ください。

○委員（有村隆志君）

議案第8号、霧島市国分老人集会所の設置及び管理に関する条例等の廃止について、議論がありましたように、それぞれの部で設置した集会施設が、そういう目的が自治会で運用されているものがあり、それが今回は国分地区だけでしたが、ほかの地域でも、そういった、実態上はその自治会が使っているもの、そういうものについては、やはり今後、同じような扱いにさせていただくようお願いをしておきます。付け加えていただきたいと思います。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、ただいまの御意見を織り込むこととし、報告については委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。今回付託を受けた議案3件については、先日の議会運営会の協議結果にありましており、3月26日の本会議での表決となっておりますので、その日に委員長報告を行います。これで付託された案件の審査を終了します。

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（徳田修和君）

次に、閉会中の所管事務調査について協議します。具体的な調査項目等の御意見はありませんか。しばらく休憩します。

「休憩 正 午」

「再開 午後 0時 1分」

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。閉会中の所管事務調査については総務環境常任委員会の所管事項についてということですのでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

では、そのようにさせていただきます。

△ その他

○委員長（徳田修和君）

次に、委員会全般に係るその他としまして、皆さんからの御意見はありませんか。

○委員（有村隆志君）

行政視察については。

○委員長（徳田修和君）

休憩します。

「休憩 午後 0時02分」

「再開 午後 0時03分」

再開します。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

なければ以上で、本日の総務環境常任委員会を閉会します。

「閉 会 午後 0時 4分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 徳田 修和